

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	景観まちづくり課
------	----------

不動産鑑定業者の登録・更新登録

根拠条文	<p>不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項 不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。</p> <p>不動産の鑑定評価に関する法律第22条第3項 前項の有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p>
------	--

審査基準	<p>◎登録の申請について</p> <ul style="list-style-type: none">不動産の鑑定評価に関する法律第23条不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第25条、26条、27条 <p>◎登録の拒否について</p> <ul style="list-style-type: none">不動産の鑑定評価に関する法律第25条
------	--

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
	7日	機関期間	日	機関	景観まちづくり課 7日